

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
<p>第十四条の四第二項</p>	<p>第十四条の四第二項</p>	<p>第十四条の四第二項</p>	<p>(新設)</p>
<p>事業者</p>	<p>第十四条第一項各号に掲げる事項</p>	<p>第十四条第一項各号に掲げる事項</p>	<p>(新設)</p>
<p>労働者派遣法第四十五条第三項の</p>	<p>労働者派遣法第四十五条第三項の</p>	<p>労働者派遣法第四十五条第三項の</p>	<p>(新設)</p>
<p>読替えに係る労働安全衛生規則の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>読替えに係る労働安全衛生規則の規定</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(労働安全衛生規則を適用する場合の読替え等)</p> <p>第四十一条 法第四十五条の規定により法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業(以下単に「派遣先の事業」という。)に関する労働安全衛生規則の規定を適用する場合における法第四十五条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			

4 5 6 (略)	(略)	第三号	第九十八条 の二第二項	労働者	(略)	(略)	(略)	読替えに係る労働安全衛生規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	3 前二項に定めるもののほか、法第四十五条の規定により労働安全衛生規則の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。	報 に 関 する もの			
													第五十二条 の二十一	(略)	(略)
													労働者 (派遣中の労働者を含む。)	(略)	(略)

4 5 6 (略)	(略)	(新設)	第五十二条 の二十一	(略)	(略)	(略)	(略)	読替えに係る労働安全衛生規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	3 前二項に定めるもののほか、法第四十五条の規定により労働安全衛生規則の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。				